

令和6年定例会  
防災県土整備企業常任委員会  
提出資料

○ 所管事項

I 三重県企業庁の各事業における取組状況について

- 1 水道用水供給事業 . . . . . 1
- 2 工業用水道事業 . . . . . 7

II 企業庁経営改革の取組状況について . . . . . 11

III 企業庁における地球温暖化対策について . . . . . 13

IV 令和5年度包括外部監査結果に対する対応について . . . . . 15

令和6年3月11日

企業庁

## I 三重県企業庁の各事業における取組状況について

三重県企業庁の水道用水供給事業、工業用水道事業においては、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくため、三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）（以下「経営計画」という。）に基づく取組を進めており、本年度の取組状況としては、以下のとおりです。

### 1 水道用水供給事業

#### (1) 給水状況

本年度の給水量は、約7,707万 $\text{m}^3$ となる見込みであり、年間給水量の当初見込（約7,641万 $\text{m}^3$ ）に対して約101%となっています。



#### (2) 主な取組状況

##### ア 安全でおいしい水の供給

「安全性」、「味やにおい」の観点から、国が定める水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化しています。

本年度は2月末時点まで、経営計画における経営目標の「安全でおいしい水の供給」に掲げている水質基準と管理目標値は、すべて達成しています。

##### イ 強靱な水道の構築

主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策等に取り組み、強靱な水道の構築をめざしています。

本年度は、2月末時点までに漏水は3件発生していますが、給水障害は発生しておらず、経営計画の成果指標である「給水障害発生件数」の目標値0件を達成できる見込みです。

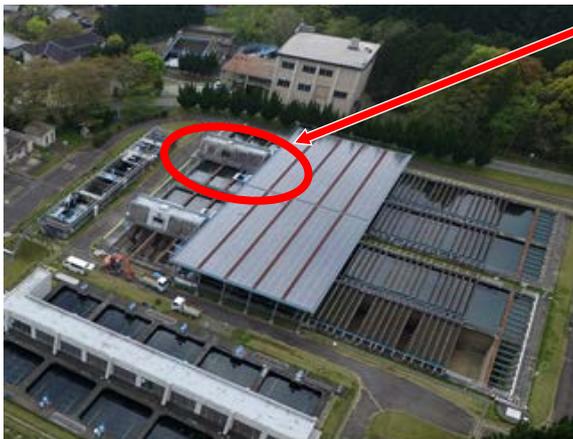
## (ア) 耐震化

### a 主要施設

経営計画の計画期間中において、全5浄水場（播磨、水沢、高野、大里、多気）の49浄水処理施設の耐震化を完了させるとともに、災害発生時に応急給水活動の拠点となる全14調整池のうち12池の耐震化を完了させることとしています。

本年度は、高野浄水場（津市）の2浄水処理施設の耐震補強工事を実施しており、年度内に完了する予定で、成果指標の浄水場浄水処理施設の耐震化率は、目標を達成する見込みです。また、令和6年度以降に耐震化工事を予定している沈砂池（多気町）と長谷調整池（多気町、1,000 m<sup>3</sup>）の詳細設計についても、年度内に完了する予定です。

経営計画の成果指標	R5		R8
	目標値	見込	目標値
浄水場浄水処理施設の耐震化率(%) (累積/全浄水場浄水処理施設数)	95.9 (47/49)	目標達成予定	100 (49/49)
調整池の耐震化率(%) (累積/全調整池数)	71.4 (10/14)	目標達成予定	85.7 (12/14)
計画期間内に実施する調整池耐震化の進捗率(%)	33.3 (1/3)	目標達成予定	100 (3/3)



耐震補強工事中の高野浄水場（津市）



整流壁の耐震補強状況  
(コンクリート増し打ち用の型枠設置)

## b 管路

管路総延長約 430km のうち、耐震適合性のない管路が約 160km (経営計画策定時) あり、経営計画の計画期間中において、特に液状化が想定される地域に埋設されている被害率の高い管路など約 23.9 km と布設後 40 年以上経過した管路約 10.2 km を合わせた約 34.1km の耐震化を完了させることとしています。

本年度は、約 3.0 km の布設替工事を実施しており、年度内に完了する予定で、成果指標の管路の耐震適合率は、目標を達成する見込みです。また、令和 6 年度以降に布設替工事を予定している約 4.2km の測量設計についても、年度内に完了する予定です。

経営計画の成果指標	R5		R8
	目標値	見込	目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長 : km)	67.7 (291.0/429.6)	目標を上回る 67.8 (291.3/429.6)	70.0 (300.9/429.6)
計画期間内に実施する 管路耐震化の進捗率(%)	71.0 (24.3/34.1)	目標を上回る 72.1 (24.6/34.1)	100 (34.1/34.1)

※ 管路延長の端数処理により、率計算が合わない場合があります。



送水管布設替工事の施工状況 (多気町)

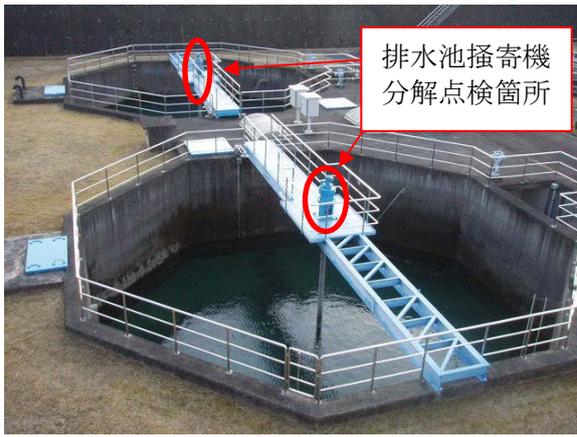
## (イ) 老朽化対策

将来にわたり水道施設の機能を維持し、中長期的なトータルコストを縮減するため、適切な維持管理に努め施設の長寿命化を図るとともに、効率的かつ計画的な施設の更新を進め、老朽化対策に取り組むこととしています。

### a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、多気浄水場 (多気町) 機械設備の分解点検整備や穴倉川水管橋 (津市) の塗装塗り替え工事などを実施しており、年度内に完了する予定です。



分解点検予定の多気浄水場（多気町）  
機械設備



塗り替え後の穴倉川水管橋（津市）

## b 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える 157 設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造終了などの要素を総合的に判断して、更新を進めることとしています。

本年度は、高野浄水場急速ろ過池電動弁や水沢浄水場（四日市市）沈澱池汚泥掻寄機など 20 設備の更新工事を実施しており、年度内に完了する予定で、成果指標の設備の更新率は目標値を達成する見込みです。

経営計画の成果指標	R5		R8
	目標値	見込	目標値
設備の更新率（%） （累積/計画期間内に更新する設備数）	73.2 (115/157)	目標達成予定	100 (157/157)



更新後の高野浄水場（津市）急速ろ過池電動弁



更新後の水沢浄水場沈澱池（四日市市）  
汚泥掻寄機

## (ウ) 風水害対策

浸水対策及び土砂災害対策については、経営計画の計画期間中において、対応が必要な勢和加圧ポンプ所（多気町）など9施設（工業用水道との共有施設1施設を含む）の対策を完了させることとしています。

本年度は、勢和加圧ポンプ所と導水ポンプ所（多気町）の浸水・土砂災害対策工事や、鈴鹿導水ポンプ所（鈴鹿市）の浸水対策工事を実施しており、年度内に完了する予定です。また、令和6年度以降に対策工事を予定している津留取水ゲート室（多気町）など5施設の詳細設計についても、年度内に完了する予定です。



対策工事中の勢和加圧ポンプ所（多気町）



防水扉の設置状況

災害時等における長時間停電対策については、非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、既存設備の更新に合わせ対応することとしています。

本年度は、多気浄水場と高野浄水場の非常用発電設備の更新工事に令和7年度完成に向けて着手するとともに、桑名加圧ポンプ所（桑名市）と嬉野加圧ポンプ所（松阪市）の非常用発電設備の更新工事を実施しており、年度内に完了する予定です。



更新後の桑名加圧ポンプ所（桑名市）  
非常用発電設備



更新予定の多気浄水場（多気町）  
非常用発電設備

### (エ) 拡張事業（未整備分）

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）は、受水市町からの要請を受け、県（環境生活部）が策定した「北部広域圏広域的水道整備計画」（平成20年3月改定）に基づき、当庁が実施しています。

当該計画上、未整備となっている取水・導水施設の整備については、関係機関と協議を行った結果、新たな取水施設を設ける代わりに、独立行政法人水資源機構が管理する既存の長良導水取水施設のうち、桑名市所有分の一部を当庁の取水施設として取得することになり、令和6年2月に桑名市と譲渡仮契約書を締結しました。なお、供用開始予定時期は、整備方法を変更したことで令和9年度となります。

### (3) 今後の取組

引き続き、安全でおいしい水の供給に取り組むとともに、強靱な水道を構築するため、主要施設等の耐震化、経年劣化した設備の老朽化対策、風水害対策など、経営目標の達成に向けた取組を着実に進めます。

### (4) 能登半島地震に係る応急給水支援

能登半島地震により甚大な被害を受けた被災地支援の為、日本水道協会からの応急給水の派遣要請を受けて、石川県七尾市に給水車（1.5t）と職員を派遣しています。

派遣期間、人員等

- ・ 2月7日(水)～2月12日(月)（職員3名、給水車1台）
- ・ 3月2日(土)～3月7日(木)（職員3名、給水車1台）

※以降も引き続き、給水車及び職員の派遣を予定



海上保安庁巡視船からの補水状況  
(七尾港)

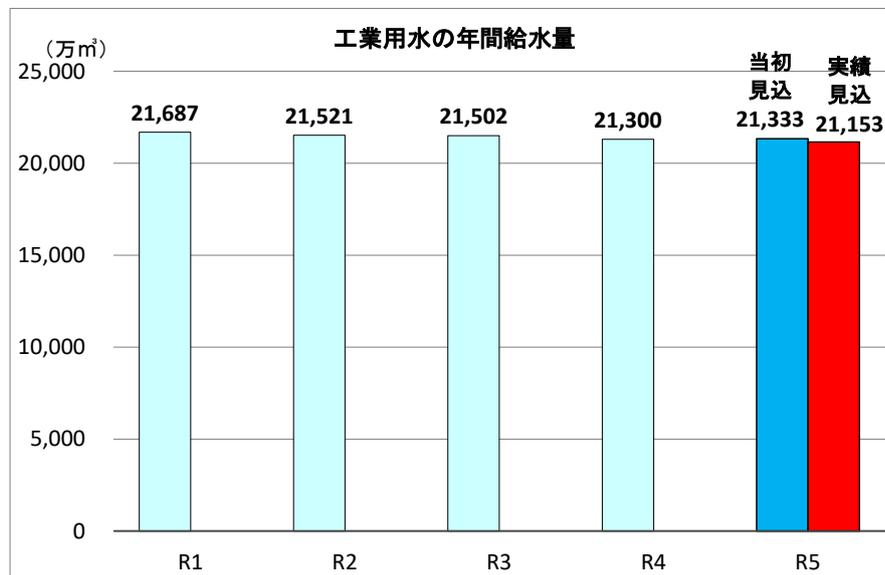


応急給水活動の状況  
(七尾城登山口駐車場)

## 2 工業用水道事業

### (1) 給水状況

本年度の給水量は、約2億1,153万 $\text{m}^3$ となる見込みであり、年間給水量の当初見込（約2億1,333万 $\text{m}^3$ ）に対して約99%となっています。



### (2) 主な取組状況

#### ア 強靱な工業用水道の構築

主要施設等の耐震化を進めるとともに、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざしています。

本年度は、2月末時点までに漏水は4件発生していますが、給水障害は発生しておらず、経営計画の成果指標である「給水障害発生件数」の目標値0件を達成できる見込みです。

#### (ア) 耐震化

##### a 主要施設

経営計画の計画期間中において、主要施設49施設のうち、浄水場の浄水処理施設など既に耐震化が完了した41施設に加え、浄水場の排水処理施設や配水池など6施設の耐震化を実施し、令和8年度までに河川改修計画がある2施設を除く47施設の耐震化を完了させることとしています。

本年度は、木造取水所（津市）取水ポンプ井1施設の耐震補強工事が完了しました。また、令和6年度以降に耐震補強工事を予定している伊坂浄水場（四日市市）と山村浄水場（四日市市）の排水処理施設の詳細設計についても、年度内に完了する予定です。なお、伊坂浄水場の1施設については、詳細設計の結果、耐震性を有することが確認されたため、本年度末には目標を上回る43施設の耐震化が完了する見込みです。

経営計画の成果指標	R5		R8
	目標値	見込	目標値
主要施設の耐震化率 (%) (累積/全主要施設数)	85.7 (42/49)	目標を上回る予定 87.8 (43/49)	95.9 (47/49)
計画期間内に実施する 主要施設耐震化の進捗率 (%)	16.7 (1/6)	目標を上回る予定 33.3 (2/6)	100 (6/6)



詳細設計中の伊坂浄水場（四日市市）  
排水処理施設



詳細設計中の山村浄水場（四日市市）  
排水処理施設

※ 排水処理施設とは、浄水処理により発生した汚泥を濃縮し、脱水、乾燥する施設です。

## (イ) 老朽化対策

将来にわたり工業用水道施設の機能を維持し、中長期的なトータルコストを縮減するため、適切な維持管理に努め施設の長寿命化を図るとともに、効率的かつ計画的な施設の更新を進め、老朽化対策に取り組むこととしています。

### a 施設の長寿命化

施設の適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図ることとしています。

本年度は、新屋敷取水所（松阪市）ポンプ設備の分解点検整備や志知水管橋（桑名市）の塗装塗り替え工事などを実施しており、年度内に完了する予定です。



分解点検中の新屋敷取水所（松阪市）  
ポンプ設備



塗り替え中の志知水管橋（桑名市）

## b 管路の更新

管路総延長約 350km のうち、耐震適合性のない管路が約 138km（経営計画策定時）あり、経営計画の計画期間中において、特に重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路、ライフライン関連ユーザー向け配水管路などを中心に約 22.1km を優先して更新し、老朽化対策とともに耐震化を進めることとしています。

本年度は、管路約 1.4km の布設替工事を完了させる予定でしたが、当初の想定と異なる位置に地下埋設物が確認されたことから、約 0.3km の工事が完了できない見込みとなりました。このことにより、管布設工事の完了は約 1.1km となる予定で、成果指標の管路の耐震適合率は 64.6% となり目標値を下回る見込みです。

制水弁については、経営計画の計画期間中において、配水運用の切り替え、漏水時の止水など、配水制御において重要となる制水弁 69 基を優先して更新することとしています。

本年度は、制水弁 5 基の取替工事を実施しており、年度内に完了する予定で、成果指標の制水弁の更新率は目標値を上回る見込みです。

経営計画の成果指標	R5		R8
	目標値	見込	目標値
管路の耐震適合率(%) (累積/総延長 km)	64.7 (226.6/350.1)	目標を下回る予定 64.6 (226.3/350.1)	66.9 (234.3/350.1)
計画期間内に実施する 管路耐震化の進捗率(%)	65.0 (14.4/22.1)	目標を下回る予定 63.8 (14.1/22.1)	100 (22.1/22.1)
制水弁の更新率(%) (累積/計画期間内に更新する基数)	65.2 (45/69)	目標を上回る予定 68.1 (47/69)	100 (69/69)

※ 管路延長の端数処理により、率計算が合わない場合があります。



配水管布設替工事の施工状況（松阪市）



不断水工法\*による制水弁設置状況（四日市市）

\* 制水弁の更新にあたり、断水して制水弁を設置できない管路には、不断水工法を採用し、ユーザーへの影響を回避しています。

### ｃ 電気・機械設備の更新

経営計画の計画期間中において、更新時期を迎える 129 設備の更新を見込んでおり、引き続き、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造終了などの要素を総合的に判断して、更新を進めることとしています。

本年度は、北勢水道事務所（四日市市）受変電設備や山村浄水場（四日市市）自動水質測定装置など 15 設備の更新工事を実施しており、年度内に完了する予定で、成果指標の設備の更新率は目標値を上回る見込みです。

経営計画の成果指標	R5		R8
	目標値	見込	目標値
設備の更新率(%) (累積/計画期間内に更新する設備数)	58.9 (76/129)	目標を上回る予定 67.4 (87/129)	100 (129/129)



工場製作完了後の北勢水道事務所(四日市市)受変電設備



3月更新予定の山村浄水場（四日市市）自動水質測定装置

### (ウ) 風水害対策

浸水対策については、経営計画の計画期間中において、対応が必要な野代導水ポンプ所（桑名市）など7施設（水道との共有施設1施設を含む）のうち、河川改修計画などがある2施設を除く5施設の対策を完了させることとしています。

本年度は、長太加圧ポンプ所（鈴鹿市）と大口配水池（松阪市）の対策工事を実施しており、年度内に完了する予定です。また、令和6年度に対策を予定している北勢水道事務所管理本館の詳細設計を完了させました。

災害時等における長時間停電対策については、非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、既存設備の更新に合わせ対応することとしています。

### (3) 今後の取組

強靱な工業用水道を構築するため、引き続き、主要施設等の耐震化、経年劣化した施設の老朽化対策、風水害対策など、経営目標達成に向けた取組を着実に進めます。

## Ⅱ 企業庁経営改革の取組状況について

昨今のとりまく環境変化に的確に対応し、安全・安心な水を安定的に供給するため、本年度9月に「企業庁経営改革取組方針」を策定し、経営基盤の強化に取り組んでいます。

取組を推進するにあたり、不断の改革に向けた機運を醸成するため、宇野二郎北海道大学公共政策大学院教授<sup>(\*)</sup>を迎え、当庁職員のみならず市町職員も対象とした研修会を開催し、それぞれの地域の実情に応じた水道事業を自ら構築していく必要性など、今後のより良い経営のあり方についてご講演いただきました。

また、外部有識者、受水市町、工業用水ユーザーを構成員とする経営懇談会を実施し、当庁の事業運営や経営改革について意見交換を行うなど、今後に向けて様々な取組を進めているところです。

なお、本年度の主な取組状況と令和6年度の主な取組は以下のとおりです。

(\*)「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」アドバイザー  
(総務省及び地方公共団体金融機構の共同事業)

### 1 本年度の主な取組状況

#### (1) 技術継承・人材育成

若手職員への円滑な技術継承や人材育成につながるよう、新規採用1年目・2年目職員を対象とした面談や研修を実施するとともに、これまで年1回の希望者参加型だったOJT指導者向け研修を年3回の必修研修として実施しました。

また、このほかにも当庁の職務遂行に必要な知識及び技能を習得するため、「三重県企業庁職員研修計画」に基づく各種技術研修等を実施しました。

#### (2) デジタル技術の活用

施設の更新や維持管理について、より一層計画的、効果的、効率的に対応していくため、点検支援端末を活用した予防保全型維持管理を推進するとともに、貯蔵品の在庫管理システムを全ての事務所に水平展開し、業務の効率化を図りました。

また、近年、劣化状態を予知して機器の保全・機能回復を図る予知保全技術を活用した研究等が進んでおり、セミナーの開催や受講などを通じて、デジタル技術を積極的に活用できるよう、さまざまな調査・検討を進めました。

#### (3) 資金の運用及び管理

当庁の資金運用については、「企業庁資金運用方針」に基づき、資金の元本の安全性と流動性を確保した上で、効率的に運用することとしており、本年度から、有価証券(債券)による資金運用を開始しました。

また、支払利息負担の軽減を図り、将来へ過度な負担を残さないために、企業債借入額をできる限り抑制し、企業債残高の適正な管理に努めています。

## 2 令和6年度の主な取組

### (1) 技術継承・人材育成

若手職員への技術継承を進め、職員が自ら学び成長を実感できる組織をめざし、積極的に人への投資を進めます。

既存の研修施設を天候に左右されない施設へ改修するなど、より現場に近い状況を想定した実践的な研修施設へ充実を図ります。

また、若手職員に対する面談やOJT指導者への研修を引き続き実施するなど、OJTの強化を通じて円滑な技術継承や人材育成に取り組みます。



研修施設の改修イメージ（大阪市水道局提供）



応急給水訓練（高野浄水場）

### (2) デジタル技術の活用

引き続き、デジタル技術の活用、拡大に向けて、調査、検討を進め、導入に向けて諸課題を洗い出し検証を進めます。

#### ア 施設維持管理

当庁の施設は県内に点在しているため、現地確認する際の移動に時間を要しています。WEBカメラにより現場での作業確認を行うことで業務の効率化が期待できるため、一部施設にWEBカメラを試行導入し、効果の検証を行います。

#### イ 自動検針（スマートメーター）

工業用水道事業へのスマートメーターの導入事例を調査したところ、ユーザーへの給水状況が把握できるとともに、現在の計量装置の機能を簡素化し費用削減が期待できることを確認しました。

スマートメーターの導入に向け、来年度は、7年度からの試行導入に向けた設置条件等の整理や、ご協力頂けるユーザーの選定作業を進めます。



### Ⅲ 企業庁における地球温暖化対策について

#### 1 計画の策定について

三重県では、令和5年3月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定し、2030年度における県域からの温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で47%削減する目標を掲げています。この中で、県の事務・事業における削減目標を52%とし、水道・工業用水道事業（企業庁）については、別途削減目標を設定するなど、削減に向けた取組を行っていくこととしています。

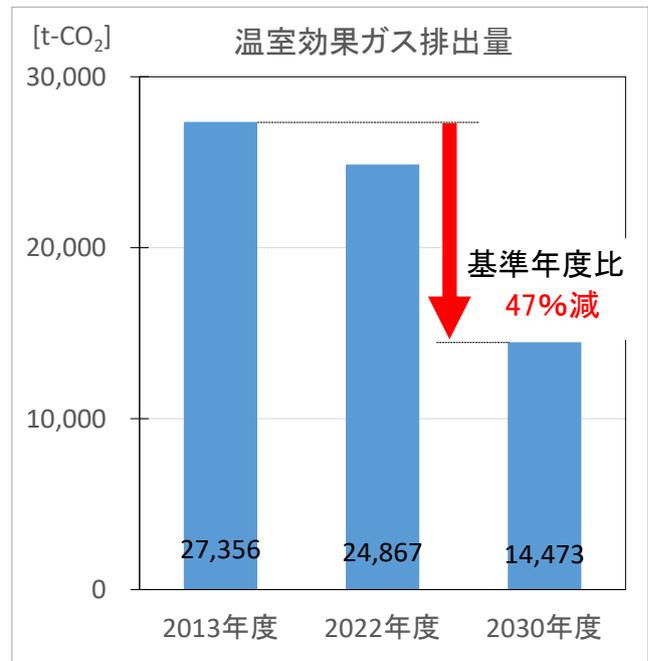
企業庁では、2013年度以前から高効率機器への更新、再生可能エネルギーの導入などを進めてきましたが、より一層の地球温暖化対策を推進するよう、「三重県企業庁地球温暖化対策推進計画（仮称）」の策定作業を進めており、削減目標及び目標達成に向けた取組をとりまとめました。

#### 2 温室効果ガスの排出削減目標

水道・工業用水道事業における温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）は、2013年度の27,356t-CO<sub>2</sub>に対して2022年度（令和4年度）では24,867t-CO<sub>2</sub>に減少しています。

また、排出源別ではポンプ設備等の電気使用に伴う排出量が全体の99%以上を占めています。

こうした事業特性や、今後の施設整備に伴う増加要因をふまえ、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入拡大等を推進することで、2030年度までに温室効果ガス総排出量を2013年度比で47%削減することをめざします。



排出源	温室効果ガス排出量[t-CO <sub>2</sub> ]		
	2013年度 (基準年度)	2022年度	2030年度 (目標年度)
電気	27,144	24,719	/
その他（公用車燃料等）	212	148	
排出量 計	27,356	24,867	14,473
基準年度比	—	-9%	-47%

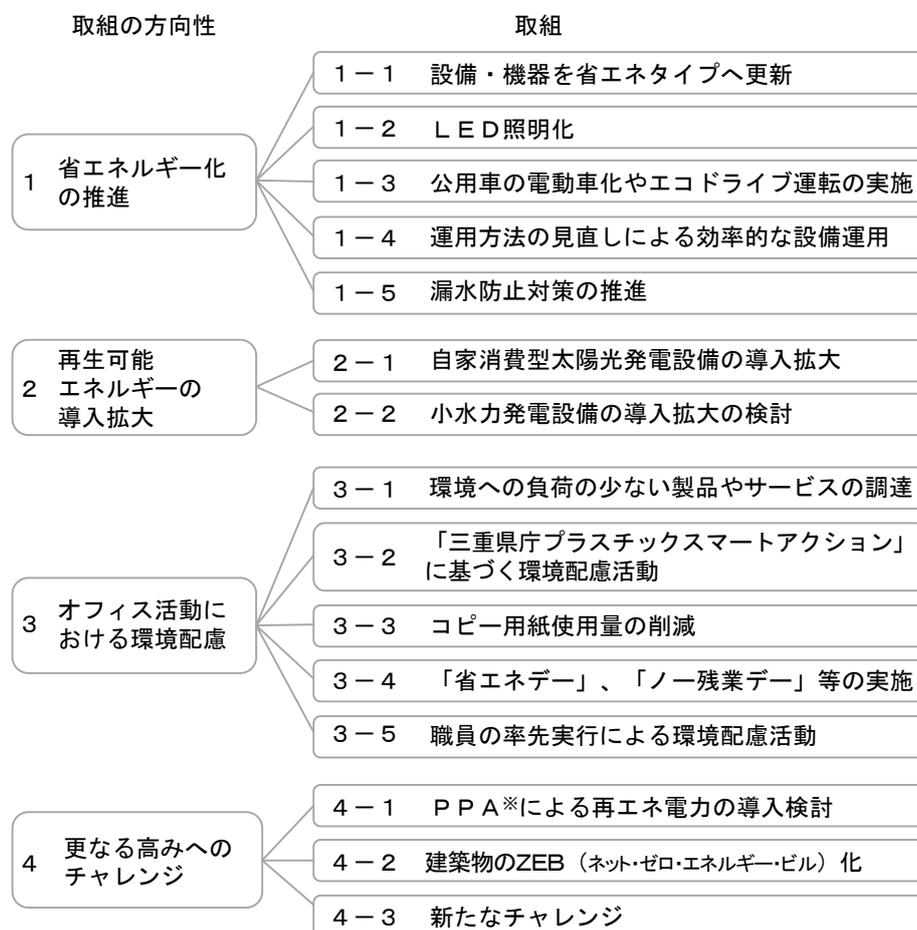
### 3 目標達成に向けた取組

企業庁の温室効果ガス排出要因の大部分が電気使用によるものであることから、化石燃料由来の電気の使用量を低減させていく必要があります。

このため、計画的に老朽化対策として実施している設備・機器の更新時には、高効率機器へ更新するなどの省エネルギー化や、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大に取り組みます。

また、更なる高みへチャレンジしていくため、オフサイトPPAや新技術の情報を収集、検討し、導入に向けて取組を進めます。

こうした取組により、2030年度に企業庁での温室効果ガス排出量を2013年度比で7%削減し、電力会社の電気使用に係る温室効果ガス排出係数の改善と合わせて47%削減となります。



※PPA：電力販売契約モデルの略称。電力需要家が保有する施設の屋根や遊休地に電力販売事業者が発電設備を設置し、発電した電力を電力需要家が施設で使うことで、初期投資なしに再生可能エネルギーによる自家消費を行うことができる仕組み。  
 オフサイトPPAは、PPAのうち、発電する場所と消費する場所が異なる場合の契約形態。

### 4 今後のスケジュール

これらの目標達成に向けた取組について検討を深めたうえで、令和6年6月に「三重県企業庁地球温暖化対策推進計画（仮称）」を策定し、地球温暖化対策を推進していきます。

## IV 令和5年度包括外部監査結果に対する対応について

### 1 監査テーマ

水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の執行について

### 2 監査結果と対応方針

対象となった事業に対して監査が実施され、8件の「指摘」と15件の「意見」をいただきました。

その内容と対応方針は、別表のとおりです。

※「指摘」…法令、条例、規則、要綱等、県が遵守すべき規範に従っていない事項並びに、正確性、有効性、効率性及び経済性に著しく反している事項として、速やかに改善することを求めたもの。

「意見」…正確性、有効性、効率性及び経済性の観点から意見を述べた事項として改善を検討することを求めたもの。

「指摘」・「意見」に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の執行について		
【指摘】 8件		
① 修繕引当金の取崩しについて【指摘】		
<p>企業庁財務運営方針で平成26年度の新会計基準移行前に引き当てられた修繕引当金の取崩しは、20年間（2021～40年度）を目途に全額取り崩すことと定められているものの、具体的な取崩方法は規定されていない。一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に照らすと、20年間で均等に取崩すことになるが、現状の処理はそれぞれの年度の修繕費の発生額を勘案して決定されており、恣意的な金額での取崩しが可能な状態となっている。</p> <p>取崩しは20年均等額で取り崩す旨を明文化し、各年度の修繕費発生額と相殺していくべきである。</p>	<p>修繕引当金の適正化を図るため、企業庁財務運営方針を改正し、同引当金を均等額で取崩す旨を明記することとします。</p>	<p>企業財務課</p>
② 退職給付引当金の計算について【指摘】		
<p>現状の退職手当の要支給額の計算は当年度末に算定した職員の退職手当の要支給額ではなく、当年度末より1年半前の当年度の予算策定時に算定した年度末要支給額の見積りに基づいて計算された退職給付費用予算の金額をそのまま決算で使用しており、会計方針の記載とは異なっている。</p> <p>退職給付引当金の計算を適正にするためには、決算手続において当年度末（令和5年3月31日）の在籍者に対し、退職給付引当金の計算を実施し計上すべきである。</p>	<p>退職給付引当金の計算を適正にするため、当年度末の在籍見込者数をもとに、退職給付引当金の再計算を実施することとします。</p>	<p>企業総務課 企業財務課</p>
③ 賞与引当金の計算について【指摘】		
<p>現状の賞与引当金の計算においては、令和4年度の予算策定時に令和3年10月1日の在籍人員をもとに見積もった年間賞与手当等の予算の12分の4を翌年度6月に支給される分の賞与引当金として計上しており、会計方針の記載と異なっている。</p> <p>また、賞与支給額と賞与引当金の残高には、多額な過不足が発生しているため、会計方針の記載どおり当年度末における支給見込額の見積りに基づき計算すべきである。</p>	<p>賞与引当金の計算を適正にするため、当年度末の在籍見込者数をもとに、賞与引当金の再計算を実施することとします。</p>	<p>企業総務課 企業財務課</p>
④ 減損会計適用の手続について【指摘】		
<p>公営企業会計においては、平成26年からの新会計基準の適用に伴い減損会計を適用することになっているが、企業庁では明確な手続は実施されておらず、水道用水供給事業及び工業用水道事業ともにそれぞれ経常損益が黒字であったため減損の兆候はないとしてそれ以上の検討はしていなかった。</p> <p>減損会計の適用においては、固定資産のグルーピングを明確化し、グルーピングごとに減損の兆候を判定するとともに、その過程を文書で残すべきである。また、減損の兆候があれば減損損失の認識以降の手続が必要となる。</p>	<p>減損会計適用の手続について、令和6年1月施行の「減損会計処理要領」に基づき、固定資産のグルーピングを明確化し、減損の兆候の有無を毎年度、判定するとともに、判定過程を文書化することとします。</p>	<p>企業財務課</p>

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<b>⑤ 有形固定資産明細書の数量欄の記載について【指摘】</b>		
有形固定資産明細書（企業庁で作成される事業所別の固定資産の一覧表）には数量欄の記載があるが、監査人が閲覧したところ、固定資産が存在するのにこの記載が0になっているものやマイナスになっているものがあり、数量欄の記載が不正確である。	固定資産取得時に複数ある資産を一式として登録し、資産の一部を除却した際、除却した固定資産の数を単純に控除（マイナス）したため、数量の差異が生じることになりました。今後、有形固定資産明細書の数量欄が正確な数字となるよう修正を行います。	企業財務課
<b>⑥ 固定資産の除却処理について【指摘】</b>		
平成30年度に廃棄されているにもかかわらず、固定資産台帳上は除却処理がなされておらず、帳簿上の固定資産が過大に計上されているものがあった。固定資産の除却漏れが発生しないよう、新規取得資産の照合だけでなく、除却資産についても固定資産台帳上正しく除却処理されていることを確認すべきである。	新規に取得した資産の照合だけでなく、除却対象資産についても固定資産台帳上、正しく除却処理されていることを確認します。	企業財務課
<b>⑦ 貯蔵品の管理について【指摘】</b>		
貯蔵品残高報告書と照合したところ、保管されている貯蔵品には、新品で未使用の貯蔵品の他、工事現場で余剰になった工事資材が簿外品として保管されていた。 簿外品の管理については、それが正常に使用できるものであれば適正な見積価額を付し、適正に帳簿管理すべきである。	現在保管している工事資材について、正常に使用できるものであれば、適正に帳簿管理していきます。	企業財務課
<b>⑧ 仮置き薬品の保管状況について【指摘】</b>		
大里浄水場の薬品注入棟において、臨時で使用した、劇物である25%苛性ソーダが仮置きされていた。薬品注入棟は常時施錠され関係者以外入室禁止にはなっており、ポリタンクは防液堤内に置かれ流出防止対策がなされていたが、「毒物及び劇物取締法」により求められている保管場所の仕切りと表示がなかった。 指摘を受けた直後に直ちに対応を講じたものの、例え仮置きであったとしても「毒物及び劇物取締法」を遵守し、適切に保管すべきである。	臨時の水処理に必要となり仮置きしていた苛性ソーダの保管状況については、指摘後、直ちに保管場所の仕切りと表示を設置し、改善しました。なお、臨時の水処理の必要がなくなったため、令和5年9月に残った仮置きの苛性ソーダは適切に処分しました。 また、再発防止を目的とし、令和6年2月16日に全所属に対して、薬品の適正な管理の徹底について通知しました。	企業総務課 水道事業課

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<b>【意見】 15件</b>		
<b>① 料金単価について【意見】</b>		
<p>令和4年度の水道用水供給事業において、南勢志摩水道の営業損益は長期前受金戻入を調整しても赤字になっており、赤字になった要因を調査し、今後はそれらを考慮して給水原価の見積りを実施するとともに、総括原価方式の観点からは、南勢志摩水道の料金単価を引き上げることが望まれる。</p> <p>なお、昨今の世界情勢や円安に伴う原油価格の上昇、物価の高騰を受け、他の水系、事業においても、今後ますます厳しい経営状況が予想されることから、次期料金においては、状況の変化に対応できるよう適切な給水原価の見積もりを実施し、必要に応じて引き上げも含めて対応することが望まれる。</p>	<p>水道事業会計の令和4年度決算における営業損益については、現行料金算定時に想定できなかった電気料金の高騰や労務費単価の上昇等の影響を受けたため、例年に比べて非常に厳しいものとなっています。特に南勢志摩水道では、原水の水質悪化に伴い薬品使用量が増加したことや、比較的大規模な送水管撤去工事を施工したこと等もあり営業損益で赤字が発生したものです。</p> <p>このため、令和7年度から令和11年度を算定期間とした次期水道料金についても、南勢志摩水道をはじめ全事業において、料金算定期間中に必要と見込まれる費用を適切に見積もるとともに、引き続き経費の節減に努め、適正な料金設定に努めます。</p>	<p>水道事業課 工業用水道事業課 企業財務課</p>
<b>② 退職手当の会計間の負担区分について【意見】</b>		
<p>知事部局等企業庁以外に在籍した職員が後年企業庁に出向した場合でも、退職手当は全勤続期間に対応する金額が企業庁から支払われている。（企業庁から県への出向もあり同様の処理がなされる）</p> <p>このような処理は、総務省からの文書に基づいたものと思われ、他県でも行われているが、現状の負担方法は独立採算制を原則とし、適切な総括原価の把握という面からは合理的な処理とは思われない。</p> <p>退職手当の負担方法については、企業庁に在籍した期間に対応した額を負担する方法が原則であるが、費用対効果や現状の方法を容認する総務省の考え方も勘案し、再検討することが望まれる。また、検討した結果の負担方法については明文化することが望まれる。</p>	<p>退職手当に係る一般会計と企業庁の会計間の負担方法について、知事部局と対応を検討していきます。</p>	<p>企業総務課 企業財務課</p>
<b>③ 旧多度浄水場の跡地利用について【意見】</b>		
<p>平成26年度に廃止された旧多度浄水場の跡地については、将来配水池用地として利用する事業構想があるが、利用計画があるとまでは言えない状況である。当該跡地を遊休地とするかどうかは企業庁の判断によるが、遊休地は単独でグルーピングされるとともに、減損の兆候に該当することになる。</p> <p>減損会計の適用においては、固定資産のグルーピングの明確化とともに、減損の兆候判定以降の手続を適切に実施する必要がある。</p>	<p>減損会計適用の手続について定めた「減損会計処理要領」に基づき、減損の兆候判定以降の手続を適切に実施します。</p>	<p>企業財務課</p>

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<b>④ 基礎評価を行う組織横断的な事務を所管する部署について【意見】</b>		
<p>「三重県内部統制マニュアル」では、基礎評価は、各事務内容やリスクについて最も精通しており、不備となるような事例が起きた際に報告が上がってくる課が行うことが望ましいと考え、対象事務ごとに基礎評価を行う部署を定めている。そのため、基礎評価を行う部署の当該事務に係る自己評価と基礎評価を行う部署が同一となるが、同一になっているのは、基礎評価が形骸化してしまっていると言える。また、総務省のガイドラインの中でも、「評価を行う職員は、評価の対象となる業務を実施する者ではなく、客観的な立場にあることが望ましい」とされている。そのため、他の課が行うことがより望ましいと考えられる。</p>	<p>知事部局においても基礎評価を行う部署の当該事務に係る自己評価と基礎評価を行う部署が同一となっているため、全庁的な内部統制の運用体制との整合性も図りつつ、客観的な評価のあり方について検討していきます。</p>	<p>企業総務課</p>
<b>⑤ リスクの識別・評価について【意見】</b>		
<p>県では、過去に発生した不適切な事務処理等の事案をふまえ、共通リスクとして、30項目（財務、個人情報・情報セキュリティ、公文書管理、その他服務規律等）を選定しており、共通リスクに該当する業務を全く行っていない場合については記入を省いているが、該当する業務を行っていれば頻度に関わらずすべての共通リスクについて記入することとなっている。</p> <p>しかし、実際は各所属で、業務やリスクについてリスクの影響度や発生可能性、質的重要性は異なり、共通リスクの全項目について同程度の対応をする必要があるのか疑問が残るため、その必要性を再検討することが望まれる。</p>	<p>知事部局においても該当する業務を行っていない場合を除き、全ての共通リスクについて対応することとしているため、全庁的な内部統制の運用体制との整合性も図りつつ、共通リスクへの対応のあり方について検討していきます。</p>	<p>企業総務課</p>
<b>⑥ 所属個別リスクの識別について【意見】</b>		
<p>固定資産除却処理漏れ（9-②）のリスクの発生可能性は高いと考えられるため、再発防止の観点から、固定資産の除却処理漏れを所属個別リスクとして識別し、それに対する対応策を整備することを検討されたい。</p> <p>また、仮置き薬品の保管状況（9-④）についても、法令違反という質的重要性や再発防止の観点から、所属個別リスクとして識別し、それに対する対応策を整備することを検討されたい。</p>	<p>固定資産除却処理漏れや仮置き薬品の保管については、該当所属における個別リスクとして対応策を整備するよう検討していきます。</p>	<p>企業総務課</p>
<b>⑦ 業務責任者選任手続の不備について【意見】</b>		
<p>業務委託の1件について、着手と同時に選任された業務責任者は仕様書に定める要件に該当していなかった。その後に業務責任者は変更されているが、選任するときに要件を確認すべきである。</p>	<p>業務責任者の要件は選任時に確認していましたが、仕様書での要件の記述が不明確で、該当しないと判断される内容であったため、令和5年度から仕様書を見直しました。今後は仕様書作成時の内容確認と、選任時の確認を徹底します。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<p>⑧ くじ引きによる落札を防止する方策の検討について【意見】</p> <p>くじ引きによる落札が多発している現状に鑑み、これを防止する方策として、例えば、業者の入札価格に基づいて最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格制度」の試行を含めた検討がなされることが望ましい。</p>	<p>くじ引きによる落札を抑制する方策として、予定価格事後公表や総合評価方式の対象案件の拡大などを検討していきます。</p> <p>なお、提言のありました変動型最低制限価格制度については、国が懸念しているとおりにダンピング受注の防止に十分機能しないことが想定されるため、試行導入の検討にあたっては慎重を期します。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>
<p>⑨ 予定価格の事後公表について【意見】</p> <p>企業庁において一部の案件において既に試行されている予定価格の事後公表の対象案件の拡大を検討することが望ましい。そして、併せて、入札の公正を害する不正行為を防止するための措置も強化することが望まれる。</p>	<p>今後、予定価格の事後公表の対象案件の拡大を検討することと併せて、職員が不当な働きかけへの適切な対応を徹底するよう、研修やコンプライアンス・ミーティング等を行います。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>
<p>⑩ 1者入札となった理由の検証と防止のための方策の検討について【意見】</p> <p>1者入札となった理由についての検証を十分に行い、入札条件、参加資格条件等が、果たして透明性・競争性を確保できる程度のものになっているのかのより一層の検証がなされることが望まれる。</p> <p>とりわけ、同種案件で1者入札が続いている案件等については、それらの参加資格を有する業者に対する事後的なヒアリング等も含めたより積極的な方策も検討することが望ましい。</p>	<p>1者入札となった案件の多くは、既存の電気・機械設備の保守・修繕・改良などの工事であり、一定の専門性が要求されますが、競争性を確保するため特殊な入札参加条件を付することなく発注しています。</p> <p>今後は、必要に応じ参加資格を有する業者に対する事後的なヒアリングを行うなど一層の情報収集と検証の実施を検討していきます。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>
<p>⑪ 1者入札防止のためのその他の方策について【意見】</p> <p>昨今の建設資材価格の高騰や労務費の上昇にも鑑みると、企業庁においても、予定価格と実勢価格との乖離を防ぐべく、予定価格の算定にあたっては市場の実勢価格を適切に反映した積算も必要であろうし、1者入札の原因が技術者を確保できないことにあるとすれば、可能な範囲で発注時期をずらす等の検討もなされることが望ましい。</p>	<p>予定価格の算定にあたっては、引き続き、市場の実勢価格を適切に反映した積算を行うとともに、賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用を行います。</p> <p>また、建設企業の計画的な受注環境整備に寄与する発注見通しの公表を確実に実施するとともに、施工時期の平準化や余裕期間制度の活用等についても検討していきます。</p>	<p>技術管理・機電施設課</p>
<p>⑫ 固定資産番号の貼付について【意見】</p> <p>一部の固定資産を選定し固定資産の現物と固定資産台帳を照合したところ、建物内にある機械等について、固定資産の名称を記載した銘板は貼付されているが、固定資産台帳に記載されている固定資産番号の貼付がないため特定ができず、固定資産の実在性が正確には確認できなかった。</p> <p>固定資産には固定資産番号を貼付する規定がないが、機械等の名称だけでは同じ名称のものが複数存在するため機械の特定ができないため、貼付可能なものだけでも、固定資産番号を貼付することが望まれる。</p>	<p>固定資産番号が貼付可能な資産について、固定資産番号を貼付することで、正確な資産の特定につなげていきます。</p>	<p>企業財務課</p>

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<p>⑬ 非常用発電設備の燃料について【意見】</p> <p>水道の浄水場の燃料備蓄について、早急に非常用発電設備が72時間稼働できるように、設備更新計画に合わせて貯蔵設備の更新を進めるのではなく、更新計画を見直して進めていくことが、切に望まれる。</p>	<p>長時間停電対策や非常用発電設備の更新には多額の費用がかかるため、早期に対応することは困難ですが、可能な限り更新計画の見直しを検討していきます。</p>	<p>水道事業課 工業用水道事業課 技術管理・機電施設課</p>
<p>⑭ 建設仮勘定に計上されている長良川河口堰の建設負担金の処理について【意見】</p> <p>長良川河口堰に関する建設仮勘定には、事業化されていない堰建設にかかる企業庁の負担金及び資金調達のために発行した企業債等の利息が、未償却のまま残っている。</p> <p>企業庁は堰を所有する代わりに、ダム使用权という形で河口堰の建設資金及び利子を負担しているのであり、実質的には企業庁が河口堰の一部分を所有していることと同様であると監査人は考える。</p> <p>堰が法定耐用年数を迎える2074年度以前には堰の大改修や再築造の議論がおき応分の負担が求められる可能性は高い。現在の会計処理を継続した場合には、現堰に係るダム使用权の未償却残高及び事業化されていないことにより建設仮勘定に計上している金額は減損の対象となり、一度に減損損失することになる。</p> <p>これらのことから、堰建設に係る会計上の建設仮勘定はダム使用权に振り替えて減価償却を実施することが望まれる。</p> <p>今後の処理については、企業庁と県で十分検討することが望まれる。</p>	<p>長良川河口堰の建設負担金に係る減価償却の実施について、知事部局と対応を検討していきます。</p>	<p>企業財務課 水道事業課 工業用水道事業課</p>
<p>⑮ 建設仮勘定に計上されている長良川河口堰の維持管理負担金の処理について【意見】</p> <p>堰に関する建設仮勘定には、建設負担金以外に堰を維持し運用するための人件費等である維持管理負担金が計上されている。</p> <p>会計上、維持管理負担金は固定資産を現状維持するための費用で、ダム使用权を含め固定資産の価値を増加させるものではないため、建設仮勘定に振り替えるべき性質のものではなく費用処理すべきものである。</p> <p>今後の処理については、企業庁と県で十分検討することが望まれる。</p>	<p>長良川河口堰の維持管理負担金の処理方法について、知事部局と対応を検討していきます。</p>	<p>企業財務課 水道事業課 工業用水道事業課</p>